

## 金沢市観光地美化推進モデル事業について

# 観光地の美化を促進する団体を募集します！

金沢市では、一部の観光地において発生しているごみのポイ捨て防止を図るため、地域の団体が実施するごみの引き取り等の取組みに対して報奨金を支払う制度を創設し、観光地の美化活動を支援します。

## 観光地美化推進事業

### 【対象エリア（観光地）】

- ①まちなか区域
- ②クルーズターミナル周辺地域

### 【対象者】

商店街振興組合等、自治会その他の住民で組織される団体  
※「観光地美化活動推進団体」の登録が必要です。

### 【対象事業】

観光地美化活動で、次に掲げる活動（①は必須項目）

- ①観光地における5か所以上でのごみの引き取り
- ②観光地におけるごみ拾い
- ③観光地での不特定多数の者が利用することができる  
ごみ箱の設置

④観光地の美化に関する広報、啓発等

※令和7年12月31日までをモデル事業期間とし、10月31日以降  
も実施する場合は、10月末に中間報告書を提出ください

### 【支援内容】

①観光地美化活動に対し、報奨金をお支払いします。

（限度額6万円）

団体登録の期間	報奨金
3か月超	60,000円
2か月超から3か月以内	42,000円
1か月超から2か月以内	24,000円
1か月以内	0円

②ごみ引き取りを行う店舗等に掲示するステッカーを支給します。

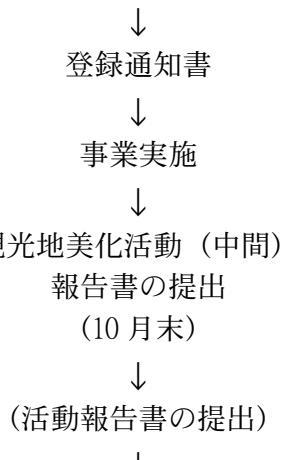
※「観光地美化活動推進団体」の登録申請で記載された「ごみ引き取りを行う場所」の数の分を支給します

### 【実施期間】

令和7年4月1日から令和7年12月31日まで

### 【事業の流れ】

「観光地美化活動推進団体」の登録申請書提出(随時)



### 【活動報告時の提出書類】

- ・活動報告書
- ・活動中の写真（2～3枚）
- ・請求書
- ・委任状（必要に応じて）

※申請書等の様式は  
金沢市のホームページから  
ダウンロードできます。  
(4/1から掲載予定)

問い合わせ・申請先 金沢市経済局観光政策課

TEL:076-220-2194 FAX:076-260-7191 E-mail:kankou@city.kanazawa.lg.jp